

第3部 各部会・協議会・連絡会の課題 制度・施策に求めること

本会各部会・協議会、当事者・親の会・関係団体から構成される第2種・第3種正会員連絡会等から上げられた課題や、制度・施策に求めたい事項をとりまとめました。

課題把握調査より抜粋

1 経営者部会 施設部会（協議会）

1 経営者部会

■ 提言・提言内容 ■

①社会福祉法人の使命である県民・地域の生活と命を守り、福祉課題の課題に積極的な取り組みが進められるよう、物価高騰対策、福祉従事者の処遇改善の早急実現

継続的な物価・燃料費の高騰により経営はひっ迫し、処遇改善を経ても依然として職員の給与水準は全産業平均と比較して低く、制度・政策において報酬が上げ止まっている状況からも、社会福祉法人等福祉施設の経営基盤は著しく脅かされていると言えます。

福祉サービスを必要とする方々に、滞りなく十分な福祉サービスを提供できるよう、物価高騰に耐え得る経営基盤の強化に向けた財政支援の拡充、報酬・公定価格・措置費等への適切な反映とともに、こうした状況を踏まえ、他産業と遜色のない更なる処遇改善の実現をお願いいたします。

②省庁の壁を越えた現場施設間の協働の実現・充実【県域・更生】

厚労省所管の福祉施設と法務省所管の更生保護施設間において、継続保護が必要な対象者をスムースに引き継ぐことが必要であることから、地域共生社会の実現のため、また、再犯防止のため、社会での居場所が極端に少ない、いわゆる「刑余者」について、福祉施設と更生保護施設を連携させたケースについて、双方の省庁から、それぞれ、委託費の加算対象にするなど、予算上での後押しをしていただければありがたい。

■ 提言背景 ■

①私たち社会福祉法人等福祉施設を運営する法人は、必要とされる福祉サービスを安定して提供すると共に、地域の福祉課題に先駆的に取り組み、地域のセーフティネットとして機能し、住民から求められる存在としてあり続けることを使命としています。しかし、財源も人員も十分に確保できない状況では、その力を発揮し、地域に貢献することが難しい状況です。

物価高騰においては、全国経営協の緊急調査の結果によると、過去 2 期連続でガス代、ガソリン・軽油代、給食費・食材費などあらゆる費目で物価上昇の影響が生じ、2 年前の物価高騰前と比較し、1 施設当たり平均 1.25 倍で月額約 78 万円、年額換算で約 940 万円もの負担が生じているとのことです。福祉サービスに掛かる収入は公的価格で定められており、利用料の値上げ等、法人の裁量で定めることができず、法人の経営努力のみでは立ち行かない状況です。

この危機的な状況は人材確保・育成の難しさにも更なる影響を及ぼし、福祉サービスの安定的な提供が危ぶまれます。

②福祉施設側から見ると、いわゆる「刑余者」は一般対象者とは異質で怖い存在であり、あまり対象としない存在となりがちである。一方、更生保護施設側から見ると、対象者である前科者たちは、障害・高齢であればなおさら、地域社会へ繋げていかないと更生は難しい。しかし、この施設間の協働は、必ずしもスムースに実施されていない現状にあることから、国の所管省庁がイニシアティブをとって、委託費の加算等の予算上のメリットを与えることにより、両者の協働を促進していただければありがたい。

2 児童福祉施設協議会

■ 提言・提言内容 ■

神奈川の社会的養育が抱える課題、子どもたちの現状を踏まえ、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供できる社会的養育推進計画の策定と連携・支援体制の検討

・今後の社会的養護を必要とする子どもの数の推移の適切な算出と推進計画への反映

当事者や里親、児童福祉施設の意見を充分取り入れ、児童福祉施設の定員数と里親委託数を算出し、国や議連の示す数値目標の達成が目的なのではなく、神奈川の社会的養護として根拠をもった社会的養育推進計画が作成されることを望みます。

・人材確保、育成、定着への取り組み

入所機能維持、多機能化、高機能化、地域支援に取り組んでいくためにも、人材確保・育成・定着は大きな課題であり、社会的養育推進計画と並行した取り組みが急務であると考えます。

・市区町村との連携の仕組みづくり

児童福祉施設の管轄は県・政令市・中核市であり、市区町村とのつながりは少ないので現状である。地域支援に取り組むためには、所管行政・市区町村・施設との連携の仕組みが必要です。

・里親支援の充実に向けた取り組み

里親委託の拡充には、質と量が必要であり、そのための事業拡大として、フォースタリング機関、里親支援センターの更なる充実が望されます。

・自立支援への取り組み

18歳以降の子どもたちが地域社会で活き活きと暮らしていくためにも、18歳以降も子ども一人ひとりに合わせた自立支援が望れます。自立に向け、進学・就労継続、やり直しのための支援が必要です。措置延長制度、児童自立援助事業、社会的養護自立支援拠点事業の確実な実施と拡充が望れます。

■ 提言背景 ■

令和6年度は、後期社会的養育推進計画（令和7～11年）に向けての振り返りと後期計画策定の年です。

国・議連からは、家庭養育優先原則のもと、児童養護施設は家庭を支える地域支援や里親拡充のための支援を充実し、より家庭に近い形とするための小規模化、地域分散化が求められています。5年後には地域分散化した施設以外の本体施設は廃止すべき、例外として、ケニアーズが非常に高い子どもを専門的にケアする高機能施設を4人×4ユニットまでとするとの意見も出ています。

乳児院に関しては、地域支援機能を高めることとともに、乳児院新設の禁止や入所定数削減の声も挙がっています。そして、乳幼児の里親委託率は100%を目指すべきとの意見も出ています。

国が求める乳幼児里親委託率75%、学童期以上の里親委託率50%を令和11年までに目指すことは、社会的養護を必要とする子どもたちの行き場が不足する懸念があります。制度が虐待を生みかねない状況に繋がると言っても過言ではありません。

神奈川においては、一時保護所の定員超過、保護の長期化、高年齢児の保護の増加等の問題が顕著になっています。乳児院では医療的なケアが必要な乳幼児をはじめ、緊急な一時保護を数多く受け入れています。

そのような中、里親啓発、里親支援の充実が図られていますが、養育の質を担保しながらの里親委託の急激な増加は現実的ではなく、児童福祉施設が担う役割は、依然として高いものであります。国・議連が目指す数値を達成するためではなく、神奈川の子どもたちの現状をよく見据え、行き場のない子ども

たちが出ないよう、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供できるような社会的養育推進計画の策定が必要です。

3 母子生活支援施設協議会

■ 提言・提言内容 ■

母子生活支援施設の更なる活用を目指す。

母子生活支援施設は母子で入所できる唯一の児童福祉施設であり、子育て支援を進めながら、母子の生活と自立を支援しているが、年々施設入所率が低下しており、支援の必要性の高い母子世帯の利用につながらない現状がある。

関係機関と連携・協働を強化しつつ、時代のニーズに合わせて母子生活支援施設の機能のあり方やルールを見直し、地域における子育て支援の取り組みの強化をすすめる。

■ 提言背景 ■

【制度への組み込み】

国では児童福祉法改正により新たな事業のなかで母子生活支援施設の活用が明記され、困難女性支援法においても母子生活支援施設の役割が問われている。

このような社会的な動きがすすんでいるなか、従来の事業に加え、新たに求められる機能を行政の事業計画に組み込むため、各協議会や団体と連携を図り、関係機関に母子生活支援施設の役割、また強みを粘り強く伝える必要がある。併せて職員の処遇改善等、職員の支援や就労状況に見合う行政的支援が必須と考える。

【職員配置の改正と増員】

多種多様化する複雑なニーズに細やかに対応し、更にはアフターケアも同時に実施している母子生活支援施設であるが、施設入所率の低下が進めば、職員配置や職員数の減少にもつながり、充分な支援が困難となる。

特に子どもの思いを尊重した自立支援計画は丁寧な職員との関わりが必要であり、入所世帯の安心・安全が入所中も地域での生活でも保障される支援の強化のためにも職員配置の改正と増員は必要。

【関係機関概況調査・関係機関連絡会結果】

本協議会で行った『関係機関概況調査（行政母子担当者へのアンケート）』では、今後の母子生活支援施設の役割や機能の希望として、「施設のお試し利用」や「ショートステイ」「レスパイト」「妊娠中の受入支援」等が挙げられた。

また本協議会で行った『関係機関研修会』では行政母子担当者や児童相談所職員が参加。母子生活支援施設の対象はDV世帯だけではないことをアピールできたが、一方で「スマホの利用制限」のため施設の利用がしづらいという意見が多数挙げられた。利用者の安全を図りつつ、現代の事情に合わせたルールの見直しについても行政と協議し検討を引き継ぎ行う必要がある。

4 保育協議会

■ 提言・提言内容 ■

【人材確保について】

①人材確保と職員確保の配置と報酬

- ・少子化によって職員の確保が難しくなってきているので、ハローワークも主に考えていただきたい。
- ・株式会社との関わりについて

【待遇改善、公定価格について】

②保育の質の維持・向上及び職員の確保育成定着といった「保育の質」の観点から保育の実態を反映したさらなる公定価格の充実

③保育士の人材確保・育成・定着に向けた待遇改善の充実と事務簡素化

④級地格差の是正

⑤物価・光熱費高騰に対する費用について

- ・こどもまんなか社会を実現するにあたって、保育者の質の維持向上は必要不可欠であるが、以前から保育者の賃金は全産業平均には届かず、人材の定着が難しい。今の保育の実態を反映したさらなる公定価格の充実を望む。
- ・保育者の賃金については、依然全産業と比較すると低く、さらなる待遇改善の充実が望まれる一方、待遇改善における園の事務業務が複雑化しており、業務圧迫している。
- ・県内においても公定価格に係る地域区分に違いがあり、園運営や保育士待遇に違いが出ており、場合によっては地域流出の原因ともなっているため、格差是正を望む。
- ・物価及び光熱費が現在も高騰しているため、安定運営が可能となるよう公定価格に高騰分の上積みを望む。
- ・産休、育休を取得しやすい環境を整備できるよう、産休育休代替職員の確保のため派遣会社を利用した場合に生じる人件費負担増により、新たな補助金を創設してほしい。

【配置基準、利用定員について】

⑥さらなる配置基準の充実と保育者が日々省察できる時間の確保

⑦地域の実情に合わせた柔軟な利用定員の調整

- ・3、4、5歳児の配置基準が改定されることとなったが、0、1、2歳児を含む全体的な配置基準の改定がされることによってより丁寧な子どもたちとの関わりに反映することができる。また、改定には保育者が日々の保育の省察が出来る時間(ノンコンタクトタイム等)を考慮した配置基準の改定を望む。
- ・地域の待機児童等の実情に合わせた柔軟な利用定員の調整を望む。

【その他】

⑧保育士をはじめとする、社会福祉従事者が、子どもを産み育てることを選択できる社会の実現

⑨「こどもまんなか社会」に向け、こども子育て家庭保育者の意見が反映された施策の実現

- ・子どもや子育て家庭、支援する保育者等の置かれている環境や意見を尊重したやさしい社会環境づくりの実現

■ 提言背景 ■

【人材確保について】

- ・職員を雇用するのに株式会社を使うととても高くて驚く。
- ・紹介で採用した場合でも、すぐに退職することもあり大変である。

【待遇改善、公定価格について】

- ・現在、こどもに対する丁寧な関わりやその内面に配慮する等保育者の関わりに対する丁寧さが求められる一方、命を預かり、育ちの育みを援助する業務に対する賃金が公定価格だけでは現状の満足いく給与には低く、人材確保がかなり厳しくなってきてている。また、確保しても、業務負荷による離職も加速化している。人材の確保、育成、定着し保育の質が維持向上できるよう今の保育の実態に沿った、さらなる公定価格の充実をしてほしい。
- ・現状、保育士の賃金については待遇改善Ⅰ、Ⅱ、Ⅲといった形で上乗せされているが、その為の申請や報告等が繁雑化しており、園の事務業務を圧迫している。そのため申請しない園も出てきており、より賃金の格差が出てきている。申請報告業務を簡素化し、法人の負担すべき法定福利についても負担軽減等を行い、保育者一人一人にいきわたる待遇改善施策を行ってほしい。
- ・公定価格に係る地域区分については、神奈川県内においても違いがある。そのため、園運営や保育士待遇にも違いが出ることになり、県内においてもより待遇の良い地域や都内への流出の原因ともなっている。県内においては安定した園運営と保育士の流出防止の観点から同一の級地を望む。
- ・物価及び光熱費が高騰しており、依然下がる様子はない。高騰分に関して単年度の補助金が出ているが、安定運営のためにも高騰分を公定価格に上積みしてほしい。

【配置基準、利用定員について】

- ・最近はグレーゾーンの子どもの増加やデジタル社会における親子の関わり不足からくる情緒不安定などにより、暴力的な行動をとる子どもも増えており、労働災害も発生している。そのような状況下で、保育士は他の職員に迷惑が掛からないよう、休むことを躊躇する傾向がある。自園の負担でできる限り多く雇用するよう努めているが、近年では毎年収入より支出が上回る状況である。結婚し子どもを持ちたいと考えている職員が多いが、産休育休代替職員の確保が難しい。
- ・今の多様化する就労形態や様々な家庭環境の子どもたちを保育するにあたって、現状の配置基準ではかなり無理がある。今回改定されることとなったが、年齢が限定されている事、保育者の個々の子どもたちへのかかわりがより重要視されるにあたり、そのかかわりが実際の保育において出来るよう全体的な配置基準の改定と保育者の質の維持向上、保育の省察の時間が確保できるような基準配置の検討を望む。
- ・地域によっては、0歳児の受け入れが極端に少ない状態で通年運営をしている。定員を下回った形では園運営が厳しいため、実情に合わせた各年齢の利用定員の調整を可能としてほしい。市町村においては、利用定員の許認可が可能となっているが柔軟な対応については行っていないのが現状である。

【その他】

- ・「こども基本法」が施行され、「こども未来戦略方針」が決定されるなど、こども施策を総合的に推進することになった中において、主体であるこどもやその子育て家庭・支援する園・保育者等の現状を踏まえた意見や考えを尊重し、社会や労働環境が子育ち、子育てに優しい環境となる施策の実現

5 老人福祉施設協議会

■ 提言・提言内容 ■

①特別養護老人ホームの安定的な運営に向けた、「真の待機者の把握と入所状況に関する情報発信」及び「物価高騰にかかる継続的な支援」の実施

・真の待機者の把握と入所状況に関する情報発信

特別養護老人ホームの待機状況を理由に入所希望者が利用を断念する事がないよう、待機者状況の把握と正確な情報発信に向けた取り組みが必要です。

空床や稼働率低下の解消による安定的な施設運営は、公的な役割を担う特別養護老人ホームが施設機能を維持するために必要不可欠です。「2019年度神奈川県特別養護老人ホーム実態調査報告書」でも提言した、真の待機者の実態を踏まえた施設整備計画の検討とともに、空床状況と待機状況のミスマッチによる稼働率低下を防ぐため、利用希望者が正確な情報を得るための情報発信についても検討すべきであると考えます。

・物価高騰にかかる継続的な支援

物価高騰による収益への影響は依然として大きく、独立行政法人福祉医療機構が行った「特養の2022年度の経営状況に関するレポート」において、従来型はの48.1%、ユニット型の34.5%が赤字であり、主な原因は、利用率の低下と水道光熱費の増加によるものであることが指摘されています。令和6年度介護報酬改定ではプラス改定となるものの、福祉施設・事業所の収入は、公的価格で定められており、法人の判断で利用料の値上げ（価格への転嫁）をすることもできません。安定的な施設運営のため、物価高騰にかかる継続的な支援をお願いします。

②人材採用、すそ野の拡大に向けた関係機関との連携

・公立小中学校との連携と「福祉教育」への支援

人材採用においては、県内介護福祉士養成校との連携を図っていますが、その数は減少傾向にあり、人材不足が恒常化している現状では、将来を見据え、介護の仕事を志す人を増やす土壤が必要です。

現在は高校生・大学生等のインターフィップの取組はありますが、機会がないと触れる事のない「福祉」や「介護」について、就職や進学を考える時期よりも前に体験してもらう事が重要です。まだ知られていない仕事の役割や魅力を伝える機会として、幼少期に福祉に触れる機会を定期的に持つことが、未来の人材確保につながると考えます。小中学校との連携により「福祉教育」のプログラムにそうした機会を取り入れていただきたいと思います。

・介護の仕事を知る機会の工夫とハローワークや福祉人材センター等との連携

求職者が介護の仕事での働き方やキャリアアップ等についてイメージできるような、情報提供の方法や媒体の工夫が必要です。また、地元での就職を希望する方に地域の施設を知ってもらえるよう、説明会等の場への施設の主体的な参加も求められます。老人福祉施設協議会とハローワークとが協働して説明会を運営している地域もあり、地域の状況を踏まえた取り組み及びハローワーク等をはじめとする関係機関とのより緊密な連携が必要であると考えます。

③施設での災害対応及び福祉避難所等に関する平時からの情報共有、連携体制の構築

令和6年4月の業務継続計画（BCP）策定の義務化に伴い、計画策定とともに、職員参集方法や備蓄品保管場所の見直し等、災害を想定した具体的な検討が行われています。計画が実行性のあるものなのか、策定後も継続的な検証・検討が必要です。

また、災害時には、自施設の運営だけでなく、地域や施設間での連携、福祉避難所としての役割も求められます。しかしながら、複数施設を持たない法人や県外法人施設など、他施設との連携に不安を感じます。

じる声や福祉避難所として指定されていても、被災した状況でその役割が担えるのかという不安の声などが聞かれています。

災害対応については、各施設が手探りの状況で取り組んでいます。そのような中では、平時からブロック間、施設間での情報共有を行い、顔の見える関係を築いていくこと、他施設での課題・取り組みや被災施設の経験等を自施設に置き換えて考える機会を持つことが、災害対応への啓発にも繋がっていきます。

福祉避難所については、今般の令和 6 年能登半島地震での開設状況等を踏まえながら、各自治体においても災害時の施設との連携体制について推進してもらいたいと考えます。

■ 提言背景 ■

①特別養護老人ホームは、社会福祉法人が運営する施設として、単に生活環境の場を提供するだけではなく、ソーシャルワーク機能も併せ持つ施設です。有料老人ホームやサ高住が増加する一方で、公的役割を担う社会資源が有効に活用されるべきですが、特別養護老人ホームの多くで待機者減少が続いていること、稼働率の低下が収益を悪化させています。入所先の検討にあたっては、「特別養護老人ホームは待機者が多く、入所までに時間がかかる」との認識により特別養護老人ホームの利用を断念し、有料老人ホームやサ高住への入所に至るケースも少なくありません。その背景には、インターネットでの施設検索が主流になる中で、紹介業者等により、有料老人ホームやサ高住の情報の方が得られやすいという状況があります。

特別養護老人ホームの特徴・役割や実際の待機状況について、正しく現状を伝えられていないことが課題ですが、こうした情報を広く入所希望者に伝える媒体や体制が整っていないのが現状です。

②人材不足は施設運営上ベッド稼働率低下を引き起こし収支に大きな影響を与えています。人材募集及び雇用コストにおいても、人材派遣・紹介会社を通じた雇用を行わざるを得ない状況にあり、紹介手数料については 25~35%（100 万円前後）と高額であり、人件費率の高騰を招いています。

人材不足への対応として、業務の効率化・合理化を目的に積極的な ICT 導入や介護ロボットの活用に取り組んでいますが、それによる現場職員の負担軽減にも限界が生じています。外国人介護職員（技能実習生）についても特定技能へ移行するにあたり人材の流動化が始まっています。安定的な人材確保には至っていないのが現状です。

また、新卒雇用に関しては県内介護福祉士養成校の生徒数が減少し定員割れを起こしているとの声も聞かれています。採用場面において、求職者からは、小学校の時の「福祉体験」や「高齢者施設でのボランティア」などが関心を持つきっかけになっているという声も多くきかれ、将来を見据えたすそ野の拡大に関する取り組みが必要です。

③令和 6 年 4 月より、業務継続計画（BCP）の策定及び研修、訓練等の実施が義務化となり、各施設においては、災害対応への意識も高まっています。しかしながら、策定した BCP の実行性や福祉避難所としての受け入れ態勢については、各施設が試行錯誤しながら取り組んでおり、検証・検討が不十分な点も多く、災害時の施設運営への不安は拭えない状況です。

6 障害福祉施設協議会

■ 提言・提言内容 ■

①障がいのあるご本人のライフサイクルにわたる支援における神奈川モデルの構築について

障がいのあるご本人のライフサイクルにわたる支援については、ご本人の意思決定による望む暮らしと日中活動（仕事）を選択できる多様なサービス体系が必要です。年齢に応じてご本人のニーズは変化し

ていきます。次のライフステージに進むための準備期間、再チャレンジするための充電期間、心身の状況に合わせた安らぎの期間などに提供される適切な支援は、循環型サービス（通過型を含む）であればこそ実現できるものと考えます。市町村の地域生活拠点等整備の中で、障害者支援施設は地域生活を支える「地域拠点ホーム」「防災の拠点」としての機能を果たすとともに、ご本人の安心を支える暮らしのひとつの形として循環型サービスのセーフティネットに位置付ける必要があります。合わせて時代に即した施設整備（小規模分散・個室・ユニット化等）を計画的に実施し、県立施設（指定管理施設含む）と民間施設との役割分担を明確にして、上記の障害福祉サービス体系を神奈川モデルとして構築していただきたい。

②福祉人材の確保、定着、育成について抜本的な対策の必要性について

福祉人材の確保、定着、育成について抜本的な対策が必要です。福祉サービスの維持、充実にはマンパワーが不可欠ですが、コロナ 5 類移行後の一般企業の賃上げ傾向は、公定価格サービスである福祉業界との賃金格差をさらに拡げ、人材確保は今までに増して厳しい状況となっています。さらに確保できたとしても昨今の転職を誘導するような社会の風潮は定着を難しくしており、以前通りの認識では通用しない時代になっています。よって、エッセンシャルワーカーとしてのやりがいを社会へ発信するとともに福祉・介護職員待遇改善加算をはじめとする法制度の充実を図り、官民一体となり様々な方策をとらなければなりません。人材不足による福祉サービスの質と量の低下は、障がいのあるご本人の安心した生活、活動等を脅かす深刻な問題を引き起します。

③級地格差の是正について

神奈川県内の最低賃金は同一であるのに、地域区分の等級により基本報酬が変わる級地格差を是正願いたい。現在の地域区分の等級により報酬単価を決める制度だと、同地域内での格差が生じ、等級の低い地域は不利となり、事業所の運営や職員の採用等に影響を及ぼします。

④地域共生社会の実現に向けて取り組むための諸制度の推進と啓発

「ともに生きる社会かながわ憲章」及び令和 5 年度に施行された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」にあるように県民総ぐるみで地域共生社会の実現に取り組む諸制度の推進と啓発を望みます。変革の時代を迎え、情報伝達と業務効率化のための ICT 化、介護負担軽減のためのロボット導入などを障がい分野においても神奈川県として推進願いたい。また、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による単価切り下げ等の事業ごとの問題点において、現状のサービスの質と量が維持できるように神奈川県としての加算補助制度等を創設願いたい。

■ 提言背景 ■

①神奈川モデルの構築について

- ・神奈川の福祉は、コロニーはつくらず、県全体の分散型で支えていくという施設整備方針のもと、分散した入所施設を拠点にグループホームが地域に拡がっていった歴史があります。国の制度化の前にグループホーム（当時は通勤ホーム・生活ホーム）や地域作業所などの事業を、県単独補助事業として取組んできた福祉先進県です。このような流れの中で、神奈川県の障害者支援施設の入所者数は全国でも人口比で最も少なくなっています（第 6 期神奈川県障がい福祉計画によると、入所者数 51.7 人/10 万人、神奈川県のグループホームの利用者 10,016 人は入所施設の利用者 4,778 人を大きく上回っています）。国際連合の障害者権利条約の勧告や国の一律的な指針とは別に、このような神奈川の状況も踏まえてセーフティネット体制を組む必要があります。

- ・ご本人の意思決定の象徴は、神奈川県知的障害者施設団体連合会で利用者ご本人とともに作り上げた「あおぞらプラン」です。1994 年に知的障がい者の権利宣言を柱として権利擁護宣言、行動計画、オンブズパーソン活動で構成されているものです。当初の策定から 30 年の歴史があり、時代の変遷に合わせて改定しています。ご本人がライフサイクルの中で暮らしの場、日中活動の場、働く場を選べることが重要です。そのためには、ご本人の多様なニーズに応えるべく、多様な福祉サービスを重層的に整えることが必要あります。65 歳問題、医療的ケア、強度行動障害、加齢児の対応、触法ケース、在宅障がい者の緊急対応体制等も含めて柔軟な循環型サービス（通過型を含む）、横断的なサービス（介護保険併用・共生型サービス）こそがご本人のチャレンジを応援するセーフティネットとなります。
- ・利用者の高齢化・重度化に加え、コロナ禍で体力が落ち、日常の通院が頻繁になっている現状があります。ある入所利用者は老人保健施設に移りましたが、声出しが理由で看られなくなったという理由で現在医療機関に入院中です。こういう方は増えるばかりで行く場所・居場所がない状況が生まれています。
- ・グループホームで癌を患っている方の看取りができず、近くのホスピスに引っ越しました。グループホームは、40、50 代の利用者が多く、職員・看護体制については脆弱なので、住み続けることは難しいです。
- ・福祉施設は、地域の防災の拠点として機能するために、東日本大震災以降、BCP に取り組んできましたが、令和 6 年元日に発生した能登半島地震はまた状況が違うので、立地面等の課題を見直さないといけません。災害発生時の福祉避難所や受入協定施設等として地域防災のネットワーク強化に取り組んでいく必要があります。
- ・日本国内では少子高齢化、核家族化、複雑化する生活困窮の問題、障害のある方の高齢化・重度化、加齢児の問題など、一定数の方には入所施設・グループホームは必要不可欠でセーフティネットとして機能している実態があります。短期入所など地域生活を支える機能を備えた拠点施設でもあります。24 時間 365 日地域生活を支える機能を担う入所施設は、今後老朽化していく施設が増えていますので再整備が必要となります。時代に即した適正な定員数を確保するとともに、住環境の改善（個室化・ユニット化等）を図るため計画的な施設整備が必要です。
- ・施設整備を進めるためには、施設整備補助金申請に係る国庫協議の優先順位の配慮が必要です。また民間の社会福祉法人にとっては、自己資金分となる借入金の償還金補助事業がなければ整備費の捻出は困難となりますので継続が必要です。
- ・県立施設、指定管理施設、民間施設は、それぞれ階層的に神奈川全体のネットワークの中で役割分担し、特に県立施設はそのセーフティネットの機能を担ってきたはずでした。しかし、民間にはない県予算の財源、指定管理料があるにもかかわらず、時代の変遷を経て検証された結果、虐待事件が判明し現実的にその機能は果たせなくなってしまい、福祉関係者をはじめ社会を落胆させました。令和 5 年度より施行された「当事者目線の障害福祉推進条例」で、県立施設は通過型施設の方針を打ち出し、令和 5 年 12 月に「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」が示されました。県立 7 施設のうち地方独立行政法人による運営が 1 施設、民間移譲が 3 施設、引き続き方向性を検討が 3 施設と整理され、抜本的に変革する内容でした。とくに地方独立行政法人の運営になる「中井やまゆり園」には「福祉科学研究」「人材育成」の役割があるとありますので、民間施設として改めて連携のあり方を協議する必要があると思っています。
- ・昨今の民間営利企業の参入による福祉サービスの質が心配されています。報道にある通り、株式会社経営のグループホームでは食事内容の粗末さに加え、利用者負担金において実費を大幅に上回る食費を請求していたことが判明し問題となっています。この事例を受けて全国のグループホームを対象に利用者負担金の内訳、請求手続きに指導が入り、収支によって精算することになりました。また、このような民間営利企業のグループホームの現場の職員は素人でやっている実情も散見されます。既存の法人・事業所

は地域の中で一緒にやっていかないといけない状況にありますが、このようなグループホームとの連絡調整は難しい場合があります。グループホームの在り方、地域の在り方を再考する必要があります。

②福祉人材の確保、定着、育成について

- ・人材確保については、労働人口の減少により全産業の喫緊の問題となっていますが、福祉業界では以前にも増して厳しい状況となっています。少子化のため学生数が減少しており、大手就職サイトを利用しても新卒学生の確保は難しく、既にインターンシップ等で進路は決まっているなど就活のあり方も変わってきています。中途採用で募集してもなかなか応募がないと人材紹介や人材派遣に頼るしかなく、その手数料や契約料は採用コストを押し上げています。また人材紹介で確保出来たとしても定着率は決して高くない現実があります。特に夜勤、変則勤務を伴う施設・事業所の職員の確保は難しく、同性介護の原則が懸念されます。地域移行としてグループホームの設置を計画しても夜勤等の職員が確保出来なければ運営は継続出来ません。人材不足は事業の選択と集中を促し、事業を一部縮小する法人も出ています。
- ・人材確保については、インセンティブになる就職支度金、採用に係る助成金・奨励金制度などの創設、充実が必要と思われます。
- ・福祉の仕事を目指すためには、子どもの頃から障害のある方と関わり理解を深めること、交流を図れるインクルーシブな環境が必要です。差別、偏見のない多様な価値観をもてるような教育環境、社会認識、家庭環境の推進を図られたいと思います。
- ・外国人雇用は、障がい分野ではまだ積極的ではありません。業務内容がオムツ交換、食事等やることが単一的であればいいのですが、障害特性により利用者一人一人に合わせることや、コミュニケーションをとるのが難しい場面があるためです。
- ・職員募集については動画配信や SNS をやっていかないと若者は集まりませんので、創意工夫して取り組む必要があります。
- ・保育関係の学校の学生は障害施設を選ばない傾向があります。教育実習の際に興味を持つもらうアプローチをするしかありません。
- ・求人についての工夫は、受け身ではなく自分たちで行動するしかありません。当施設は美味しい食事が売りなので、施設でランチミーティングを開催し、興味のある学生を呼ぼうと実際学校に行って宣伝をする企画を立てています。

③級地格差について

- ・福祉事業所の費用は人件費の占める割合が高く、人材を確保するうえでも、地域区分は神奈川県全域を最低賃金と同じように一本化してほしい。

④ともに生きる社会、報酬改定の対応について

- ・令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、一部の事業では収支が厳しくなる見込みです。特に生活介護はサービス提供時間が 1 時間単位で設定されることになり、送迎の時間は除外されることになっています。配慮規定はつくられるとありますが、県単事業として加算補助制度の検討を願いたい。
- ・送迎時間については、広く地域をまわっているので、どうしても長くなる。送迎時間も入れての生活介護サービス提供時間としてほしい。場合によっては、送迎範囲を狭めることも検討課題になってくる。
- ・特に重心の利用者は、長時間の利用は難しい。職員の勤務時間を超える設定はどうなのかと思う。どうやって運営していくか悩むところです。
- ・今回の報酬改定で良かったと思えるものは何もない気がする。生活介護の時間についても、介護保険が始まつた時の時間をそのまま障害に持ってきているだけなのではと思う。身障療護も毎年赤字。収支のバランスを考え、職員の数を減らすとなると、お風呂が週 3 回から 2 回にする等、質が下がってくる。今までできていたことができなくなるのが一番の課題。

- ・ほぼ 100%人件費で、事業費、事務費は出せないというようになってきている。重心は入所の場合、医療費は入ってくるが、それしかプラスになるところはない。建物が老朽化したり、エアコンが壊れても、修理の費用は入ってこない。大きい法人で、繰り入れてやり繰りできていればいいが、法人に頼らず独立採算で出来ないといけない。施設が独立してやれるのが本当の姿だと思う。
- ・基本報酬の設定は、昼間の収入は高く、夜が安いのは納得できない。昼は人がいるからどうにかなるが、夜勤は人数を割くことができない。見回り、オムツ交換、起きた時の対応等、夜勤は大変である。
- ・ICT 化について、川崎市では特別支援学校でタブレットを支給し、教育分野では学習や意思伝達面で随分改善されている。一方、自分の施設現場は旧態依然のやり方。県からの補助や Zoom のレクチャー等のサポートがあると助かります。

7 社会就労センター協議会

■ 提言 ・ 提言内容 ■

①人材確保・育成・定着に向けた現場の実態把握と抜本的な対応策の必要性

障害福祉分野においては他の産業と同様に、人材不足が深刻となっています。さらに、少子・高齢社会が進んでいる状況を踏まえ、ますます国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれます。一方、提供するサービスには、利用者本位の質の高いサービス提供が求められることから、サービス提供の根幹である人材の養成や確保の提供は極めて重要と言えます。国においても、現在、量的な確保のみならず質的な向上に重点を置いた対策を推進し、福祉人材の養成・確保のための総合的な施策を推進していることは承知しておりますが、民間企業の賃上げ状況と障害福祉分野の賃金格差は増すばかりとなっています。現場の実情に応じた基本報酬改定や処遇改善加算の充実やそれに伴う事務負担の軽減など、地域性や事業種別に応じた人材確保のための一体的な取り組みへ更なる支援等をお願いします。

②地域性や社会福祉法人の自主性が尊重された、現場の実態を踏まえた仕組みづくり

【総合支援法、事業者のモラル等について】

社会福祉法人には、本来、地域の福祉ニーズに対する、先駆的・継続的な取り組みの役割も期待されており、また、地域社会の中で必要な福祉サービスへのニーズを関係機関との連携により、対応していくことが求められています。こうした中、市場原理になじまない領域が幅広く存在する福祉サービスにおいても福祉サービスの多元化と市場化が進められており、採算重視の運営により適切なサービスの提供がされないなどの問題が発生しています。多様化する現代社会において、新たな福祉ニーズへの対応も求められているものの、適切な事業運営がなされていることは当然となります。公金を報酬の財源とする障害福祉サービス事業所等が、公正な経営を確保していくような行政の関わりを期待します。

【優先調達法について】

利用者の生活を支えるうえで工賃向上への取り組みは必須であり、そのための 1 つの方法である“公的機関からの優先発注”は効果があると考えられます。県内における優先発注額の地域差が顕著である状況も踏まると、現在の優先調達目標額の計画的な引き上げに加え、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号の適用による随意契約を推進するなどして、より優先調達がすすむような施策を促進する取り組みが必要と考えます。

【農福連携等について】

就労の場を広げるために農福連携をさらに進めることは重要と思われます。しかし現状は、農福連携による生産活動の収益が低いため、工賃に反映できず継続が難しいなど、多くの課題が報告されています。ぜひ、農福連携を安定的・継続的に運営するためにも公的支援の充実を期待します。また、農福連携の際

には、施設外就労によって実施することもありますが、実施に当たっての職員確保や支援の充実が必須であり、令和3年度の報酬改定により廃止された施設外就労加算の復活を要望します。

■ 提言背景 ■

①人材確保・育成・定着に向けた現場の実態把握と抜本的な対応策の必要性

【人材確保について】

- ・就労継続支援事業では、現場を担う職員の高齢化も問題になっています。当該事業では生産活動を担う現場職員の確保が必須となっています。
- ・就労定着支援事業では、悩みを一人で抱え込んでしまう方などに対して、安定した就労生活を送り、離職を回避するためにこのサービスが存在します。具体的な支援方法としては、各事業所の担当者が月に1回以上のペースで障害のある方と面談をし、どんな課題があるかを把握することから始まります。対象者によっては、当月に複数回面談等をおこなう必要があるにもかかわらず、報酬請求は同人に対して同月では1回の報酬請求しかできないことになっています。
- ・人材採用は喫緊の課題となっている一方で、採用ができず人材派遣・人材紹介業者に頼らざる負えない状況となっている事業所もあります。公金による私達の報酬が外部の業者に流出している状況を理解していただきたいです。人材採用にむけた全体での取り組み等の検討が必要と思われます。

②地域性や社会福祉法人の自主性が尊重された、現場の実態を踏まえた仕組みづくり

【報酬改定について】

当該事業が今回の報酬改定により、多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、人員配置 6 : 1 の報酬体系が創設され、サービスの質の向上を考慮したものとなりました。当該事業の課題としては、精神障害者の方を中心に利用増加や既存利用者の高齢化などにより、支援ニーズが多様化している現状があります。また、当該事業の本来の目的である工賃のさらなる向上が求められる中、作業種によっては難易度も上がるため利用者のニーズに合わなどの課題もみられています。そうした中、県内には既に 650 か所の当該事業所が設置されて、過剰な状態となっており、支援サービスの質が問われています。

先述にある利用者の多様なニーズに合わせ、さらに工賃の向上をはかるためにはこれまで以上に良質な支援サービスを提供する必要があることから、地域の状況に応じた事業所の設置許可や事業所の質を求めることなどについて検討が必要と思われます。

【農福連携について】

農福連携による委託事業は、多くが個人経営の農家からの業務委託となっており、作業の年間計画や内容からとても難しい業務もあります。一方、高工賃を目指すことや地域貢献からも、農福連携を手掛けみたいと思う事業所も多く存在すると思われ、設備投資等への請負費用や専門知識の持った職員育成や確保などが課題として挙げられます。

8 福祉医療施設協議会

■ 提言・提言内容 ■

外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲の拡大

外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲は外国人（公的医療保険が適用されないもの、又は公的医療扶助の給付を受けないもの等）の急病または事故等による急性期の傷病としています。医療の対象範囲を急性期に限らず回復期・慢性期まで拡大をお願いいたします。

■ 提言背景 ■

コロナ禍で感染拡大を防ぐため強制退去処分などを受けて入管施設に収容中の外国人について、一時的に社会生活を認める「仮放免」が増えています。

仮放免中の外国人は就労が禁止されるほか、住民票もなく、国民健康保険に加入できないなど厳しい条件で暮らしています。健康保険証がないので医療費は全額自己負担となるため、経済的な理由から医療機関を受診できず重篤な状態となってからの受診となり医療費が高額となってしまいます。

無料低額診療事業を実施していない医療機関では外国人（仮放免等）は治療費の未払いが懸念されるため診療を避ける傾向があります。そのため福祉医療施設（無料低額診療事業実施施設）への受診が集中してしまいます。

また、会員施設が連携して外国人の受け入れに取り組んでいますが、疾患や病状によっては会員施設だけでは対応しきれないケースもあり、限られた施設だけで対応していくには限界があります。急性期治療後、補助の対象が回復期・慢性期まで拡大できれば合併症等がある患者の転院先確保も容易になると思います。

9 更生福祉施設協議会

■ 提言・提言内容 ■

① 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の推進

令和6年4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援法）が施行された。女性支援法では女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、女性が安心し、かつ自立して暮らせる社会の実現を目指している。

女性が日常生活や社会生活を営むにあたり女性であることにより様々な困難な問題に直面し、その中で抱える問題や課題は複雑・多様化している。個々のニーズに応じた支援を行い、その自立を支えるためには、制度理解の促進、女性支援に携わる施設・機関の基盤整備、並びに関係機関との連携・協働が欠かせない。

そこで、新法の理念・制度の普及啓発を進め、女性支援に携わる施設・機関への助成や関係機関間の連携・協働の仕組みの構築など、積極的な施策の推進を求めたい。

② 省庁の壁を越えた現場施設間の協働の実現・充実

厚労省所管の福祉施設と法務省所管の更生保護施設間において、継続保護が必要な対象者をスムーズに引き継ぐことが必要であることから、地域共生社会の実現のため、また、再犯防止のため、社会での居場所が極端に少ない、いわゆる「刑余者」について、福祉施設と更生保護施設を連携させたケース

について、双方の省庁から、それぞれ、委託費の加算対象にするなど、予算上での後押しをしていただければありがたい。

③地域共生社会の実現に向けた息の長い支援のための多機関連携の構築

近時、多機関連携のもと、切れ目のない息の長い支援の必要性が叫ばれているが、期間が求められる職責を全うするだけではなく、縦割り行政の弊害も指摘されていることから、時には制度の枠組みを一歩超えた連携も求められている。

④現在の生活保護施設を生活困窮者自立支援事業と併せて運営出来るようお願いしたい。

現在、生活保護施設は更生・救護の種別、入所・通所を問わず、厳しい定員制のうえで成り立っているが、昨今の利用者は身体的・精神的要因の他に社会的要因で施設利用に至る対象者も数多い。

一方で生活困窮者支援では新型コロナの関係で収入・住まいを失った方への緊急対応として保護施設の空き部屋利用など、単に困窮を要因とした要支援者への対応も求められている。また児童養護施設退所者の行く先についても不透明な部分を感じる。軽度の障がい等があり、引き続き支援が必要な方々はどうしているのか？どの制度を利用できるのか？ここでも保護施設の利用が有効になるのではないか。

これらに対応できるよう現在の保護施設を多機能型にしていただき、単に空き部屋を提供するだけでなく、就労等へ結び付けられる支援を可能とする施設運営を行いたい。

■ 提言背景 ■

- ①女性支援法にある「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（その恐れがある女性を含む）をいう。本県におけるこうした女性の現状を踏まえ、その抱える問題に対応するため、神奈川県では『かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画』が策定された。この計画には、予防・早期発見から保護、自立支援にわたる幅広い取り組みが掲げられているが、困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の実現には、制度の普及や有機的な連携が不可欠となっている。
- ②福祉施設側から見ると、いわゆる「刑余者」は一般対象者とは異質で怖い存在であり、あまり対象としない存在となりがちである。一方、更生保護施設側から見ると、対象者である前科者たちは、障害・高齢であればなおさら、地域社会へ繋げていかないと更生は難しい。しかし、この施設間の協働は、必ずしもスムースに実施されていない現状にあることから、国の所管省庁がイニシアティブをとって、委託費の加算等の予算上のメリットを与えることにより、両者の協働を促進していただければありがたい。
- ③更生保護施設退所者の地域での自立について、現在、法務省もフォローアップ事業の充実強化を掲げているが、昭和 25 年に成立した更生緊急保護制度発足当時の GHQ とのやり取りから、犯罪前歴者のケアは原則一般福祉が担うべきだとする方針と法務省の前述した方針と齟齬をきたしている現状にある。どこまで、法務省所管の更生保護施設が刑余者のケアに関与するべきなのか、ステigma（犯罪者であることの汚名）を着せ続けることへの人権上の批判も予想される。切れ目のない息の長い支援が求められているものの、更生保護と一般福祉の間で棲み分け（役割分担）が必要と思われる。
- ④ご存知のとおり、生活保護施設は措置費施設となっているが、生活困窮者自立支援事業は措置対応ではない。税金の問題をどうクリアしていくのか。
児童養護施設退所者については、行政の子ども支援の担当課と生活保護課の関係を調整できるのか等が課題となる。

10 地域生活施設協議会

■ 提言・提言内容 ■

一人も取り残さない社会の実現に向けた地域福祉従事者の学び合いと緩やかなネットワークづくりの推進

地域福祉の推進に携わる職員が、地域でそれぞれの専門性と施設の機能を生かし、住民と共に地域の課題に取り組むにあたり、知見を深めることが必須である。

地域や施設種別の枠を超えて、多様な視点からソーシャルワークを捉え、地域福祉についての共通認識を作り上げていく学びの場を積極的に創出することが求められる。

■ 提言背景 ■

福祉サービス・制度が整備され、充実していく一方で、定められたサービスや制度を、利用者に当てはめていくような支援になっていることはないか。職員体制や施設の状況など、施設の都合を基準にサービス提供してはいないだろうか。多忙な中で、日々の業務を振り返り、確認する機会も持ちづらく、疑問や課題を感じながらも、人手不足や求められる経営努力への対応に邁進せざるを得ず、職員が疲弊している様子がうかがえる。

職場、職種の枠を越えて「地域福祉」にフォーカスした研修・交流の機会を設けることにより、実践の共有、課題の言語化と共感を通じ、職員の力量の向上、緩やかな連携の形成、ひいては仕事の魅力を再確認することにより離職を防ぎ、より安全で豊かな地域づくりへつながる可能性があると考えている。

11 介護老人保健施設協議会

■ 提言・提言内容 ■

新型コロナ感染症の施設内療養と治療薬確保の問題について

介護老人保健施設における新型コロナ感染症患者の治療については、診療報酬上の臨時的取扱いにより、保険医療機関から発行された処方箋に基づく調剤により治療薬を確保することで施設内療養を行う体制を構築できる（上限額を設けた上で利用者の自己負担あり）が、年末年始等の大型連休においては調剤薬局が休み（業者からの納入ルートも停止）となるためラゲブリオ等治療薬を確保できるルートを行政・地域レベルで準備し明確にする必要がある。

■ 提言背景 ■

陽性者が発生した場合には協力医療機関の通院または往診時に処方箋発行を受け、調剤薬局よりラゲブリオ等治療薬を確保し施設内療養を行うことができるが、5類となってからも高齢者にとって脅威であり、施設療養を可能とする政策は継続を求める。

令和5~6年の年末年始（12月29日～1月3日）において、一部を除き市内の調剤薬局は概ね休業となっている。連休中に営業する調剤薬局でも、5類移行後はラゲブリオの補充をしている事業者は多くなく、治療薬を地域内で確保することが出来ない日が生じていた。施設と協力医療機関の連携強化が求められているが、入院や外来治療などが主目的となり、処方薬については調剤薬局で確保する事例が多いのではないか。また施設だけでなく、在宅療養者にとっても問題となる可能性がある。

2

民生委員児童委員部会 市町村社協部会

12 民生委員児童委員部会

■ 提言・提言内容 ■

①小中高生に対する民生委員・児童委員の理解促進に向けた学びの機会の充実

将来の担い手となることが期待される小中高生が、民生委員・児童委員の役割や具体的な活動内容を理解し、その存在を身近に感じができるよう、福祉や教育など分野を超えた様々な関係機関が連携を図り、学びの機会（民生委員・児童委員活動に関する授業の実施等）の充実に向けた対応が重要と考えます。

②民生委員・児童委員のなり手候補者確保に向けた民間企業へのアプローチの推進

定年を迎えた方に加え、現職の方も視野に入れた民生委員・児童委員のなり手候補者確保に向けた対応が必要です。このため地域に根付き、行政と協力関係にある民間企業に対し、社会貢献活動に関心のある、なり手候補者の紹介について協力を求める等、積極的なアプローチが重要となります。

■ 提言背景 ■

- ①・民生委員・児童委員は地域のさまざまな生活上の困りごとを抱える人々の相談に応じ、必要な支援につなげていますが、その一方で委員自身の高齢化や担い手不足等の問題にも直面しています。
- ・SDGsへの関心や社会貢献志向の高まりを背景に 10~20 代の若い世代が最も民生委員・児童委員に関心を寄せているとの調査結果※がある他、小学校での民生委員児童委員による出前授業等も各地で散見されています。
※「全国 1 万人への民生委員・児童委員に関する意識調査」（令和 4 年 3 月・全国民生委員児童委員連合会）
- ・これらを踏まえ、持続可能な民生委員児童委員活動（制度）とするためには将来の担い手となることが期待される小中高生に対し、委員の役割や具体的な活動内容を学ぶことのできる機会をより充実させていくことが重要と考えます。
- ②・企業の定年延長の動きに伴う地域活動への参加機会の減少や、住民意識の希薄化による民生委員・児童委員の推薦母体である自治会加入率の低下等への懸念の声が聞かれるなかで、民生委員・児童委員のなり手不足が深刻化している地域が数多く見られています。
- ・民生委員・児童委員のなかで、仕事をしながら活動している方は調査対象の約 4 割強との調査結果が明らかになっています。
※「仕事・子育て・介護をしながら活動している民生委員児童委員に関する調査」（令和 3 年 6 月・神奈川県社協 民生委員児童委員部会）
- ・このため地域に根付き、行政と協力関係にある民間企業に対し、なり手確保への協力を求めていくことが必要と考えます。

13 市町村社協部会

■ 提言 ・ 提言内容 ■

①包括的支援体制の構築に向けた地域づくりに関する支援の充実について

これまでの制度では対応できない問題が顕在化する中で、特に孤独・孤立への対応が求められ、市町村域における包括的支援体制の構築に向けた取り組みが重要になっています。コロナ禍はつながりの希薄化や住民活動の休止・縮小を招きましたが、その一方、リモートワークなどの浸透により、新たに地域活動に参加する住民や団体が生まれている状況もあります。

包括的支援体制の構築は、福祉に関わる専門機関や専門職だけですすめられるものではありません。その構築要素の一つである地域づくりは、地区社協や民生委員児童委員、子ども食堂など居場所づくりに関わる地域の住民や社会福祉法人、企業などと協働ですすめるものであり、それにより誰もが地域の中で役割を持ち自分らしく暮らすことができる地域につながります。

社会福祉協議会はこれまで、住民主体を基本として地域福祉を推進する民間組織として活動していましたが、これまでの活動や地域とのつながりの実績を活かし生活支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業等を推進し、社会福祉法にもとづく地域福祉を推進する組織としてより一層その役割を発揮していきます。そのためには、地域支援の専門職としての社協職員の配置や育成は欠かせず、その体制や予算の確保が必要と考えます。

②権利擁護の推進のための日常生活自立支援事業の運営基盤整備

日常生活自立支援事業は、独居高齢者の増加の中で、今後ますます需要が増加することが見込まれています。本事業では、福祉サービスの利用援助等において、判断能力が不十分な利用者の立場にたち、利用者に寄り添い、意思決定支援など丁寧な相談支援を実施して地域での生活を支えていますが、中には債務や法的課題を抱える方もおり、対応する職員は専門性と時間を要しています。

しかし、事業運営のための財源は大変厳しい状況にあり、苦しい運営となっています。利用者の権利擁護を支えるために、本事業の安定的な運営に向けて、国、都道府県市町村による財源の確保による体制の整備が必要と考えます。

③ケアラー・ヤングケアラー支援の充実に向けて

不登校やヤングケアラーなど生きづらさを抱える若者が相談できる機関は少なく、制度の狭間に陥っている状況があります。改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業では、複雑な課題を抱えた当事者や世帯全体に対する支援が多機関の協働により実施され始めていますが、市町村で取り組みの格差がある状況にあります。

昨今ヤングケアラーへの注目が高まり、市町村においては条例化の動きも出てきていますが、ヤングケアラーを含むケアラー全体への全国的な法的整備の推進が必要と考えます。

④福祉人材の確保・定着に向けた取り組みの推進

少子高齢社会による人口減少の中で、福祉人材の確保や定着が大きな課題となっています。社会福祉協議会においても、募集に対する応募数の減少や定着の課題は同様の状況です。

福祉人材は人の生活や命を支えるものであり、福祉業界全体として確保・定着の取り組みを進めることが必要と言えます。具体的には、社会福祉協議会も含めた業務内容について積極的に PR し、入職後にはメンター制度などによる細やかな育成制度が必要と考えています。

3

第2種・第3種正会員連絡会

14 県自閉症協会

■ 提言・提言内容 ■

神奈川県の自閉症支援に、国が位置づけた「標準的支援」を取り入れ、強度行動障害の人の安心できる地域生活を実現していただきたい。

情緒的な支援ではなく、自閉症の特性を踏まえた支援を確立していただきたい。具体的には、丁寧なアセスメントを始めとする、構造化や視覚支援・感覚過敏への配慮等を行い、PDCAを踏まえた科学的根拠に基づく支援が必要となってきている。

■ 提言背景 ■

神奈川県では、2023年3月に、強度行動障害事業廃止を発表、また、国が進めている強度行動障害についての「標準的支援」ではない支援方法を、民間法人によって県立中井やまゆり園に持ち込み、その様子は昨年8月にNHK-ETV特集でも放映され、一般の人に誤解を与えていた。また、各地の専門家からも懸念が寄せられている。

県立中井やまゆり園で支援の困難さを抱える利用者の多くが、行動障害のある自閉症者であるにも関わらず、なぜか「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン」には、「自閉症」や「強度行動障害」という言葉が全くない。今後、神奈川県が間違った方向で自閉症支援を進めてしまうのではないかと心配している。

15 認知症の人と家族の会神奈川県支部

■ 提言・提言内容 ■

認知症になったとしても、介護する側になったとしても、安心して暮らせるような社会を作ること

認知症当事者や介護家族の声を、行政や包括支援センター、社協等へ伝えていきます。介護保険やその他の制度についても認知症の当事者、家族の視点から、使いやすいものになるように意見を発信していきます。

■ 提言背景 ■

2023年「認知症基本法」が成立しましたが、認知症の正しい理解が行き届いていない現状を見ることがあります。認知症の人は何もできない人と思われたり、介護家族が介護離職しなければならない状況になったりすることがあります。そこで、多くの方に、認知症を正しく理解していただくことが課題と考えます。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」ということですので、認知症について、みんなで考えていくことができればいいと思います。

16 県障害者地域作業所連絡協議会

■ 提言・提言内容 ■

地域活動支援センターを各市町村の重層的支援体制に位置付け、明確な役割を課すと共に、その役割を担うための支援体制を構築すること。

神奈川県が障害者地域作業所の制度を撤廃し、国の障害サービス事業に移行をすることと、地域活動支援センターに移行した後は、神奈川県はそれまでの包括補助からメニュー補助に変更し、平成 19 年に要綱が施行されてから 16 年になります。制度の狭間の方の支援や柔軟な対応を継続するために、市町村事業である地域活動支援センターを選択し、事業を継続している事業所は各市町村の中で重要な役割を果たしています。しかし、神奈川県内の最低賃金の上昇、消費税率の引上げ、公的社会保険料負担の増額、物価高騰など運営基盤を揺るがす程の負担増の中でも、基本補助額は 19 年間据え置かれたままであります。その様な苦しい状況の中、新規の人材確保が難しく、支援者の高齢化によって継続が難しくなっている事業所もかなりでてきていることに危機感を感じます。なかには支援者が高齢化して、継続を断念し閉所する所も出ています。国は、ひきこもりの方をはじめ地域の中で様々な課題を抱えながらも、支援に結びつかない方が多くいるなかで、重層的支援体制を構築ということを打ち出してきました。そのなかには明確に地域活動支援センターを位置付けています。しかし、各市町村によって重層的支援体制の構築に対する考え方はバラバラです。今まで支援に結びつかない方を支援し、地域社会の一員としての役割を担うように支援してきた地域活動支援センターを市町村として重層的支援体制に明確に位置付けをすると共に、役割が実行できるような権限や人的整備のための予算をつけること。

■ 提言背景 ■

一番の懸念は、事業の継続が出来ない事業所が出てきていることです。事業継続が出来ない背景には、人材不足があげられます。また人材不足に陥る一番の課題として、地域活動支援センターの活動補助金が非常に少ないと挙げられます。地域作業所を起こしてきた方は、障がい当事者や障害を持つ家族の方が、ご自分があるいは自分の子どもたちの地域で暮らし続けることができるよう立ち上がった方たちです。想いも強くあり、地域を巻き込んで活動の輪を広げてきました。しかし、障害者支援費制度や障害者自立支援法の施行にともない、法人格をもつていれば福祉事業に参入が可能になったことで、形だけの福祉施設が作られ、地域との関係も希薄になり、何よりも地域を巻き込んでの支援を作ることができなくなっています。そのような状況を見るにつけ、地域の中での活動を大切にしてきた地域活動支援センターを維持発展させていくことが急務であると思っています。

17 県手をつなぐ育成会

■ 提言・提言内容 ■

知的障害児者本人の意思が尊重され、自分らしく安心安全に暮らせる社会をめざす。

本人が選んだ暮らしを実現するために、意思決定支援はとても重要で、意思表示が困難な重度の障害者も多い中、丁寧に気持ちを確認するノウハウは、関わる全ての人にわかっていてほしい。個別に必要な支援をコーディネートし、チーム体制で見守る事が望まれる。また、一般への啓発（障害理解）、支援制度の地域格差の是正、本人の活動や体験の機会を増やせる施策など、具体的に何をすべきなのかを考えていきたい。安心安全にという部分では、防災に関する取り組みでも障害者の存在を忘れないでほしい。

■ 提言背景 ■

障害者の増加や本人や家族の高齢化が進む一方で、福祉の人材不足は深刻である。報酬改定での効果を期待したいが、評価に伴う事務処理が増え、利用者に向き合う時間が減るような事にならないかという懸念もある。更に、成年後見制度の見直しの動向や、国連障害者権利委員会からの勧告を受け、どうなっていくのかは大きな課題である。本人の望む暮らし方を実現するために必要な整備と、意思決定支援の充実を望む。就労の機会や活躍の場、暮らしの選択肢を増やすための施策、インクルーシブ公園の整備、障害理解の授業や啓発講座の実施など、インクルーシブな社会を進めるべく、多方面からの取り組みが必要である。また、「いつもと違う事が苦手」な人も多く、災害時の不安は大きい。防災面では被災各地での経験談を活かし、自助での備えの情報を共有してほしいし、避難生活においては障害に合わせた配慮や工夫についての情報を支援者となる方達にも周知してほしい。

18 県介護支援専門員協会

■ 提言・提言内容 ■

**介護支援専門員（ケアマネジャー）が深刻な人材不足に陥っている状況から、処遇の改善を求める
国と県に対して**

- ・法定研修費用の助成

ケアマネジャーの処遇や負担感の軽減を図るために、法定研修費用の一部または全額を助成する制度を導入して欲しい。

- ・介護支援専門員の人材確保における施策

介護支援専門員の人材確保に向けた取り組みを推進して欲しい。

■ 提言背景 ■

- ・神奈川県においては、特に東京都との対応に違いが見られる。県境付近では人材流失の恐れがあり、居住支援、事務職員雇用支援、研修受講料補助などの支援制度の違いが影響している。
- ・市町村間での対応にも差がでており、県内においても地域間格差を生む懸念がある。
- ・介護職員への処遇改善加算から、介護職との処遇差が出てきている。
- ・社会背景から、民間企業との処遇差が顕著であり、介護労働者への優遇措置が不足している。
- ・行政や地域包括支援センターが「ケアマネジャーに相談して」という姿勢をとる一方、実際の業務負担は過大である可能性がある。
- ・ケアプランにおける障害施策の記載や介護保険外業務の対応など、介護支援専門員の業務における適切な評価がなされていない点がある。
- ・ケアプランデータ連携システムなどの導入は業務負担を軽減する可能性があるが、その導入には費用の課題がある。

19 かながわ福祉サービス振興会

■ 提言・提言内容 ■

地域のサロン活動が介護予防の機能を十分に果たせていないため、通いの場がフレイル予防の機能をもてるように、市町村社会福祉協議会に対して伴走支援して行く必要がある。

現在、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、通いの場を増やし、フレイル予防の機能が充実していくことが求められている。実際には、市町村が行う事業が細分化され、そこに関わる専門職も限りがあるため、介護予防においては、ますます住民主体の活動が必要になってきている。一方、通いの場づくりには市町村社会福祉協議会が積極的に関わっているが、フレイル予防の部分においては、市町村の専門職による派遣も限られており、十分な支援が行えていない。そこで当会が市町村と市町村社会福祉協議会の間を支援することで、神奈川県が普及しているフレイルチェック普及事業を活用し、フレイル予防の概念や実践方法について伴走支援を行うことで、フレイル予防のポピュレーションアプローチが進んでいくと考える。

■ 提言背景 ■

令和 6 年度までに全ての市町村において一体的な実施を展開することが目指されている中、県内の各市町村においてもその枠組みが固まってきたところである。しかし、データをどう活かしていくかについては、それぞれの地域課題が異なるため、一様に進んでいないのが実情である。現在、神奈川県が個別に伴走型支援を行っているが、その自治体数には限りがあるため、その実際がどう進んでいるかは見えづらい。ただ、その中でわかってきたことは、その庁内連携や団体連携は様々であるということである。課題の一つ目として、制度の中にある「通いの場」については、住民主体の地域福祉を展開している市町村社会福祉協議会や NPO 等が、体制の構成メンバーになっているところがほとんど見られない。二つ目として、「通いの場」の機能としてフレイル予防があるが、その概念の捉え方が市町村ごとではらつきがあるため、実施主体や効果の判定が曖昧になっている。

20 県断酒連合会

■ 提言 ・ 提言内容 ■

福祉の目指すもの

社会福祉とは、人々の健康を取り戻すことが根幹と考えます。特に身体的健康または障害を考えた場合、2つの問題を提案します。①食物、化学物質、添加物、農薬のないものを食する。②薬、副作用（害）と飲みすぎを考える。多くの健康障害や障害は、この2つの問題が大きく関与していると考える。

■ 提言背景 ■

精神障害やそれの人々と関わる中、「提言内容」の問題を提起することで、一定の効果を実感している。

21 県医療福祉施設協同組合

■ 提言 ・ 提言内容 ■

外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲の拡大

外国籍県民救急医療対策費補助の医療の対象範囲は外国人（公的医療保険が適用されないもの、又は公的医療扶助の給付を受けないもの等）の急病または事故等による急性期の傷病としています。医療の対象範囲を急性期に限らず回復期・慢性期まで拡大をお願いいたします。

■ 提言背景 ■

コロナ禍で感染拡大を防ぐため強制退去処分などを受けて入管施設に収容中の外国人について、一時的に社会生活を認める「仮放免」が増えています。仮放免中の外国人は就労が禁止されるほか、住民票もなく、国民健康保険に加入できないなど厳しい条件で暮らしています。健康保険証がないので医療費は全額自己負担となるため、経済的な理由から医療機関を受診できず重篤な状態となってからの受診となり医療費が高額となってしまいます。

無料低額診療事業を実施していない医療機関では外国人（仮放免等）は治療費の未払いが懸念されるため診療を避ける傾向があります。そのため福祉医療施設（無料低額診療事業実施施設）への受診が集中してしまいます。

また、会員施設が連携して外国人の受け入れに取り組んでいますが、疾患や病状によっては会員施設だけでは対応しきれないケースもあり、限られた施設だけで対応していくには限界があります。急性期治療後、補助の対象が回復期・慢性期まで拡大できれば合併症等がある患者の転院先確保も容易になると思います。

4 本会・各部所

22 地域福祉部

■ 提言・提言内容 ■

①マイノリティや当事者への偏見からの脱却とセルフヘルプ・グループの理解促進・周知啓発に向けた取り組みの必要性

マイノリティや生きづらさを抱える当事者はともすると弱者とみられ、支援を受ける側の人ととらえられがちです。しかし、セルフヘルプ・グループ（以下、SHG）活動支援を行う中で見えてきたのは、当事者ならではの気づき・想いによって同じ当事者だからこそ分かち合い、回復し、サポートしあうことのできる力をもった「レジリエンス（外力によるゆがみを跳ね返すチカラ）を持つ人々」であるということです。これは専門職や制度では支援しきれないもので、ここに SHG だからこその意味、価値があると言えます。

世界に自分一人しかこのつらさを持つ人はいないのだと感じていた人が、同じ悩みを抱えた人と出会い、ともに傷つきや生きづらさから回復し、よりよく生きることにつながっていく活動が SHG です。

しかし、その規模の小ささやそもそもマイノリティによる活動であることから SHG に対する認知度が低く、必要な人のために情報が届いていなかったり、SHG 活動を継続するための支援が乏しい現状にあります。また、正しい理解がされないことから、専門職や相談窓口で二次的な傷つきを経験したり、支援者臭のする相談窓口への懸念を示す人も少なくありません。

マイノリティや当事者を「弱者」「こういう人である」といった決めつけや偏見で見る視点から脱却し、正しい理解を進めること、SHG についての認知度向上に向けた取り組み、そしてマイノリティ・当事者から学ぶ姿勢を専門職、関係機関団体が持ち続けることが必要です。

②外国につながる高齢者に関する総合相談支援（案内）の窓口設立と介護や福祉に通ずる通訳者の養成に関する取り組み

1) 外国につながる高齢者の生活課題は介護、年金、医療と日本人と同様に多岐にわたるが、言葉の壁や制度の壁、文化の壁により、日本の高齢者に比べフォーマル・インフォーマルのサービスを受けづらい状況に陥りやすい。何をどこに、誰にどのように相談すればよいのか分からない、必要な情報にたどり着くことができないといったことにより、早期介入すれば解決できる課題も困難ケースになってしまい

合がある。まずは外国につながる高齢者が何をどこに、誰にどのように相談すればよいかを知ることで、きる一次的な総合相談窓口があれば、外国につながる高齢者も安心して地域で暮らすことができるようになる。

- 2) 言葉の壁は大きく、外国につながる高齢者のアセスメントは難しく、容易ではない。また、仮に支援をする際、生活に関する助言を行ってもその助言が届かないことがある。介護の概念がない国も多く、福祉への意識も国によって異なる。そのため、ただの通訳でなく、介護や福祉に関する知識をもち、福祉的な相談援助技術を持つ通訳の養成が必要である。

③住民にとって身近な地域による長期継続的な支援及び地域づくり、地域の関係機関が連携して対応する体制の整備

生活困窮者自立支援相談の支援対象者の多くは様々な生活課題を抱えており複雑、困難なケースが増加している。支援の実態として、既存の公的制度・施策では支援困難な場合が多くあるが、対象者が生活している地域の関係者からは、困ったときの困窮相談（県社協）へつなぐといった傾向があり、地域の中での主体的な課題解決につながりにくい。

困難を抱える住民からすると、相談事務所が横浜・小田原と聞くと「遠くから、わざわざ」といった印象を持つことも少なくない。より身近な地域に「総合的に対応できる相談機関」が存在することは、住民の生活基盤を支えるうえでも重要となる。孤独・孤立が広義の意味での生活困窮の背景のひとつでもあり、地域による継続した支援を確実にしていくためにも、町村若しくは保健福祉圏域など、より身近な地域に相談支援機関を設置することが急務と考える。

また、個別支援から見えてくる地域課題の解決に向けては、自治体の主体性を持った関わりが不可欠であり、困窮者支援における役割を明確に位置づけていくことも重要と考える。

■ 提言背景 ■

- ①・SHGについての認知度が低く、もっと早くつながりたかったという声がある。また、SHGからも、必要な人に情報を届けたいが、それに対して専門職や関係機関・団体のサポートを受けにくいという声がある。SHGについての周知啓発をより一層進める必要があり、福祉分野だけではなく、医療や教育などの他分野との連携・協力も必要である。
 - ・行政窓口など相談先での対応等において、無知や無理解、配慮の不足などから、二次的な傷つきについて訴える声があるという現状がある。専門職や相談窓口においてもマイナリティや当事者についての専門家はその人自身であり、当事者自身に学びながら支援すべきであるとの認識を持つ必要がある。公的機関における二次的傷つきを受けたという声も少なくなく、県や市町村行政においても、職員育成の一環としてとらえるべき課題と言える。
 - ・SHGを立ち上げたはいいが、「どのように運営していいか」「SHG継続の課題への対応をどうすればいいのか」など、運営においてもサポートが必要である。SHGの可能性・価値を認めうえで、様々な活動場所における支援が届くよう、地域でのサポートの充実に向けた取り組みが必要である。
- ②言葉が通じないだけで行政や福祉事業所から利用を断られることがあり、適切なサービスにつながることができない外国につながる高齢者が多くいる。支援を必要とする人に適切なサービスをつなぐ必要がある。外国につながる高齢者に対応している事業所もあるがまだまだ少数であり、対応している事業所の情報も集約されていない。情報を整理し、集約することで高齢者の課題に応じてつなぎ先を考え、支援を展開することが期待できる。まだまだ見落とされがちな課題であり、行政、福祉関係者の課題感は薄い現状だが、神奈川県は47都道府県において4番目に外国籍県民が多く暮らしている。今後10年間を見据えると取り組むべき課題である。

③現在、生活困窮者自立相談支援事業は生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である神奈川県が本会に事業委託している。委託先の選定にあたっては、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員を配置し、法の理念に即した支援を展開できる等、一定の条件をすべてクリアできる法人として委託を受けてきた。法に基づき生活困窮者自立制度が創設されたが、制度の目指す目標のひとつは「生活困窮者支援を通じた地域づくり」である。また、新しい形としては「包括的・個別的・早期的・継続的・分権的・創造的な支援」を特徴としてあげられている。

本会においての相談支援では、地域に密着しての支援に重きをおいて考えると難しさがあることは否めない状況にある。

個別相談支援の現状として、①複雑・困難なケースが増加するとともに、支援期間は長期化し、寄り添いともに歩み続けるといった継続支援が求められている、②ケースの増加に伴い、相談員の訪問・同行支援、電話相談の際には、相談者を待たせてしまうこともある、③複雑・困難なケースに対しては、地域特性を理解し地域にある既存の制度・施策・サービス等多岐にわたる知識・知見が必要とされるが、この技量を保有する人材が圧倒的に不足している。

23 福祉サービス推進部福祉サービス第三者評価推進機構

■ 提言・提言内容 ■

福祉サービス第三者評価・受審促進に向けての取り組み

・福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価」）は、3年に1度の受審が義務付けられている社会的養護関係施設を除き、本県を含む全国の受審率はいずれも10%以下と極めて低い状況にある。こうした状況を踏まえ、より多くの事業者に対する第三者評価への理解向上と受審促進を図るため、本会推進機構に対し一層の協力を期待するものである。そのために次の3点を提言する。

- 1) 神奈川県による各市町村に対する第三者評価への理解向上と受審促進に向けた周知および協力依頼。
- 2) 神奈川県による受審促進に向けたインセンティブとして、第三者評価の受審を「サービスの質の向上に積極的に取り組む事業者」として評価する仕組みづくりを進めるとともに、そのことが広く県民に認識される環境づくりに向けた検討の実施。
- 3) 国による受審促進に向けたインセンティブとして、基本報酬や公定価格への新たな加算制度の導入に向けた検討の速やかな実施。

■ 提言背景 ■

第三者評価は、個々の事業者が受審の過程で行う自己評価を通じて事業運営における問題点を事業者全体で共有することで、職員の意識および資質の向上が図られ、それにより福祉サービスの質の向上にむけた取り組みの促進に結びつくことや、評価結果が公表されることで利用者の適切なサービスの選択に資するための情報となることが期待される。このように高い効果が見込まれる事業にも関わらず、3年に1度の受審が義務付けられている社会的養護関係施設を除き、本県を含む全国の受審率はいずれも10%以下と極めて低い状況にあり、この状況を受け、全国社会福祉協議会では令和4年3月に状況の改善に向けた検討会の報告書をまとめたが、その中でも事業の目的達成のためには受審率の向上が課題の一つであるとし、国としての推進姿勢および都道府県推進組織のあり方について検討の必要性を説いている。都道府県の推進組織は各都道府県に一つに限り設置するものとされ本県の推進機構は本会に設置されているが、厚労省の定める「都道府県推進組織に関するガイドライン」には「都道府県は

当道府県推進組織の適切な運営の確保に努めるものとする」と明記されており、今後一層の支援を期待するものである。今回の提言 1)はこのガイドラインに基づくものであり、また提言 2)および 3)については本会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構運営委員会でも議論され、受審率向上のための取り組みとして期待するものである。

24 かながわ福祉人材研修センター

■ 提言 ・ 提言内容 ■

①福祉・介護・保育サービスの資質向上と人材確保施策の充実

「多様な人材の確保・定着」の施策や取り組みにおいては、潜在有資格者、外国籍県民、中高年者などへのアプローチ方法を具現化させ、さらに、多様な人材の 1 つとして挙げられている「補助業務」を担う人材の確保、その人材が活躍できる環境の開拓、整備等が求められる。また、福祉サービスの質の向上を関係者等が一丸となって進め、法人・事業所の職員配置基準、処遇改善等の法整備の拡充が求められる。

②福祉と教育との連携促進による地域の次世代育成、将来的福祉人材の確保

教育委員会や市町村社協等と連携をしながら地域の教育現場（学校等）における中高生の福祉教育や福祉・介護・保育の仕事理解等、将来的福祉人材の確保につながる取り組みを進めることが求められている。

③養成施設、職能団体との連携、地域展開の強化による福祉、介護、保育人材のすその拡大と専門性の維持・向上

福祉、介護、保育人材のすその拡大と専門性の維持・向上に向けて、養成施設や職能団体と連携し、「（福祉・介護・保育）人材の確保・定着・育成」を共通のテーマとして、行政、社協、関係機関等と協働して地域展開を進めていくことが求められている。

■ 提言背景 ■

- ①少子高齢化の進展等による深刻な福祉、介護、保育の専門職不足を受けて、潜在有資格者、外国籍県民、中高年者等、「多様な人材の確保・定着」の施策や取り組みが自治体や法人等で進められている。こうした中、離職を止めるための工夫や対策・取り組みの強化（労働環境・待遇の改善）、また、従事する法人・事業所が変わっても同じ分野で働き続けるための仕掛けなどが必要となってきている。今後、サービスの質の向上をめざし、「多様な人材の確保」の施策を進める過程においては、専門職の機能分化を進めることで、業務支援を行う人材、専門職へのファーストステップとして専門職の周辺業務を担う人材の確保が「多様な人材の確保」の一施策として挙げられている（「介護助手」「保育補助」等）。
- ②現在、本会人材センターでは、県内の中高生（各 1 年生）に福祉・介護・保育の仕事の魅力啓発リーフレットを配布し、福祉施設と協働しインターンシップ（職場体験）、介護授業等を進めている。さらに強化推進するために、本会ボランティアセンターとの局内連携、教育委員会や市町村社協等との連携の徹底が重要である。
- ③地域共生社会の実現、包括的支援体制整備・構築にむけて、横浜の他に県内 4 ブロックで就職相談会等を法人・事業所等との連携により行っているが、さらに、地域における専門性の維持・向上を視野に関係機関等とのネットワークの充実が求められる。